

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ 通達って？

Q : 税務の話をしていると、よく「通達」という言葉が出てきますが、通達というものはどんなものなのですか？

A : 次のような内容のものです。

【解説】

「通達」というのは、国家行政組織法第14条第2項に規定されている「各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対して、訓令又は通達を発することができる」というものに従って、国税庁から国税局、税務署等に対する法令の解釈や運用等に関する伝達に使用されるもので、条文の解釈等に関する基本通達や事例をあげて説明している個別通達等、様々な種類の通達が存在しています。

この通達には、「課資2-7」や「課審1-20」のような番号が付けられていますが、この具体的な見方は左から順にそれぞれの部課、その部課内での係りの整理番号、その年度に発せられた通し番号となっています。

つまり、「課資2-7」でしたら、国税庁課税部資産課税課、審理1係、平成16年に7番目に発せられた通達ということになり、通達を探す場合には、この番号で探すことになります。

なお、通達でその内容のすべてが表現できないものについては、別に「情報」という形でその通達を補足するものが発せられることもあります。

